

2019年ゴールデンウィーク前後の特定原産地証明書発給事務について
(東京事務所からのご案内)

平成31年4月5日
日本商工会議所 東京事務所

EPA特定原産地証明書(日メキシコ・日マレーシア・日チリ・日タイ・日インドネシア・日ブルネイ・日アセアン・日フィリピン・日スイス・日ベトナム・日インド・日ペルー・日オーストラリア、日モンゴル)に関わるゴールデンウィーク前後の東京事務所での業務は、以下の通りとなりますのでお知らせいたします。

<連休前に特定原産地証明書の交付が必要な場合>

4月24日(水): 発給申請受付最終日

連休前に特定原産地証明書の交付(※)が必要な場合は、上記の期日までに、発給申請を行ってください。ただし、ご申請いただいた内容に不備があった場合等には、連休前の発給ができないことがあります。

受付最終日を過ぎた申請につきましては、連休明け5月7日(火)以降の証明書交付となりますので、予めご了承ください。

なお、連休前の特定原産地証明書の交付に伴う原産品判定申請については、混雑が想定されます。時間に十分な余裕をもってご申請ください。

(※) 郵送での証明書交付の場合

東京事務所からの発送は、発給システムの「事前振込連絡」画面入力完了および手数料の着金確認の翌営業日となります(後日払いの場合は、発給システムの「後日請求郵送依頼」画面入力完了の翌営業日)。連休期間中は郵便事情の悪化も予想されますので、時間に十分な余裕を持ってお手続きください。

なお、発送後の配送状況については当方では回答いたしかねますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

4月26日(金)	16:30まで	連休前の交付業務
4月27日(土)	～ 5月6日(月)	お休み
5月7日(火)	9:00から	通常業務

<発給システム停止期間>

2019年4月27日(土)から2019年5月6日(月)までの間、発給システムを停止いたします。停止期間中、発給システムにはアクセスできません。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 東京事務所
電話: 03-3283-7771